

# 大間原発訴訟市民説明会

令和元年11月9日（土）

ホテル函館ロイヤル

## 市長挨拶

皆さん、こんにちは。工藤でございます。本日は、渡島・檜山管内の自治体をはじめとして、多くの皆様に大間原発訴訟市民説明会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃、市の訴訟に関する取り組みにご理解とご支援をいただいておりますことに、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

函館市が、避難計画策定を義務付けられる30キロ圏内の自治体として大間原発建設の無期限凍結を求め、2014年（平成26年）4月に訴訟を提起してから、5年が経過しました。今月6日には21回目の口頭弁論を迎えたところであり、この間、弁護団の先生方には精力的な訴訟活動を展開していただき、大変心強く感じております。

また、これまで、市内外、法人・個人を問わず、多くの皆様から応援メッセージとともに多額のご寄附をいただきました。2017年（平成29年）4月からは、ふるさと納税の用途に大間原発訴訟費用を設けたところ、全国各地からさらに多くのご支援をいただき、昨年6月末には寄附の総額が1億円を超えたところでもあります。皆様のご支援に心から感謝申し上げますとともに、大間原発の建設凍結に向けて改めてその思いを強くしているところでもあります。

函館市では、これまで、ホームページや広報紙などにより、訴訟に至った経過や裁判の審理状況などの情報を発信してまいりましたが、原子力規制委員会による原子炉設置変更許可申請の審査期間の長期化など、提訴時からの状況変化を見据えながら、提訴から5年が経過したことを踏まえ、この度、訴訟の審理状況や今

後の見通しなどについて、市民の皆様の説明する機会を設けさせていただきました。

この後、海渡雄一弁護士、兼平史弁護士、中野宏典弁護士に、これまでの当市の主張や今後の展望などについて説明していただくこととなっております。海渡先生は、長年、原発訴訟に携わってこられ、脱原発弁護団全国連絡会の共同代表を務められるとともに、平成22年から平成24年まで日本弁護士連合会の事務総長を務められた方でございます。兼平先生は、弁護団の中で唯一、函館弁護士会に所属する弁護士で、主に避難計画の争点を担当されております。中野先生は、かつて江差町にある法律事務所にも所属されていたご縁もあって、本市の訴訟に参加していただき、主に火山の争点を担当されております。この説明会が、本市の大間原発に対する考え方や、大間原発の問題点・危険性を改めて知っていただき、訴訟に関する理解を深めていただく有意義な機会となることを願っております。

電源開発株式会社は、来年後半に大間原発の安全強化対策工事を開始し、2025年後半に工事を終了するとしており、運転開始時期こそ未定としておりますが、最終的に大間原発の稼働を目指していることに何ら変わりはありません。

近年、我が国においては、大地震、巨大津波、火山の噴火、さらに、過去最大級の台風や豪雨など、大きな自然災害が頻繁に発生し、甚大な被害が生じており、災害への備えが重要性を増しております。函館市においても、近年の想定を超える規模での自然災害の発生を受け、防災計画の改訂を度々行うとともに、防災対策の強化を図っているところであります。自然災害については、自然の猛威自体を止めることはできず、被害を最小限に抑えることが重要となります。しかし、原発災害は、米国のスリーマイル、ロシアのチェルノブイリ、そして福島第一原発の事故を見ても、その本質は人災であります。人災は、自然災害と異なり、その行為をやめることで発生を止め、被災を防ぐことができます。

大間原発の30キロ圏内に位置する函館市に避難計画の策定を義務付けておきながら、その意見を全く聞こうとしない国と事業者に対し提起した本件訴訟は、市議会においても全会一致で支持されており、大間原発の建設凍結を求めることは、函館市民の総意であります。地域を安全・安心な環境のもとに次世代に引き継いでいくことは、私ども世代の責任であり、今後とも大間原発建設凍結に向けて不退転の決意で臨んでまいりたいと思います。

市民の皆さんのご理解と絶大なるご支援をお願い申し上げ、説明会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。